

令和2年度事業報告

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

年 月 日	項 目	場 所 等
1月10日～1月12日	(公社)全日本小品盆栽協会主催 第45回雅風展 後援	京都市勧業館
2月14日～2月18日	(一社)日本水石協会主催 第7回日本の水石展 後援	東京都美術館
2月28日～3月1日	日本臯月協同組合臯樹展実行員会主催 第32回臯樹展 後援	鹿沼市花木センター
3月7日	(一社)日本臯月協会 総会.公認講師・インストラクター講習会 中止	上野グリーンクラブ
3月27日～3月29日	上野観光連盟、東京都主催うへの桜フェスタ協力出展 中止	上野恩賜公園
3月30日～3月31日	日本宝樹会主催 天皇陛下即位記念 日本大宝樹展 中止	帝国ホテル
4月3日～4月5日	彩風展組織委員会主催 第25回彩風展 中止	埼玉県川口市
4月24日～4月27日	日本盆栽協同組合新緑風展組織委員会主催 第7回新緑風展 中止	上野グリーンクラブ
5月30日～6月7日	宇都宮さつき&花フェア-実行委員会主催 第25回宇都宮さつき&花フェア- 中止	栃木県宇都宮市
5月30日～6月8日	鹿沼さつき祭り実行委員会主催 第49回鹿沼さつき祭り 中止	鹿沼市花木センター
5月20日～5月25日	(一社)日本臯月協会 2020年さつきフェスティバル 5月27日搬入 記念帳用写真撮影 6月3日搬出 中止	上野恩賜公園内 竹の台広場
6月中旬	(一社)日本水石協会主催 第60回日本水石名品展 中止	明治神宮
10月4日～10月6日	日本盆栽協同組合東京支部主催 第28回東京展 中止	上野グリーンクラブ
10月16日～10月18日	北海道・東北地区臯月愛好会主催 第10回臯月合同秋季展 延期	スポーツアリーナそうま
10月23日～10月27日	第18回錦秋展 錦秋展組織委員会 10月22日搬入 10月27日搬出 主催	東京都美術館 竹の台広場
10月24日～11月8日	鹿沼園芸フェア実行委員会主催 第25回鹿沼園芸フェア- 後援	鹿沼市花木センター
10月31日～11月3日	(公社)全日本小品盆栽協会主催 第28回秋雅展 後援	上野グリーンクラブ
11月20日～11月23日	翼樹会実行委員会主催 第4回翼樹展 後援	鹿沼市花木センター
11月20日～11月23日	日本盆栽大観展組織委員会主催第40回日本盆栽大観展 中止	京都市勧業館
12月中旬	千葉県盆栽名品展実行委員会主催 第44回千葉県盆栽名品展 中止	東武百貨店 船橋店

○役員・理事会 ◇3月11日 ◇7月1日 ◇10月9日

○記念帳 8月刊行

令和2年度

一般社団法人 日本皐月協会役員名簿

理事長	國見 和男
副理事長	山下 弘
副理事長	榎本 勇
専務理事	真利子 三次
常務理事	磯部 繁男
常務理事	青木 久悦
常務理事	早船 勝己
常務理事	今井 光則
理事	松嶋 秀一
理事	米津 春治
理事	吉井 雅規
理事	山本 勝
理事	添田 誠
理事	伊藤 博之
監事	安生 孝章
監事	池端 常雄
監事	宮前 朋好

定 款

一般社団法人 日本皐月協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本皐月協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、皐月園芸及び皐月盆栽芸術の向上並びに普及を図ることにより、国民の皐月に対する関心を深め、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 皐月に関する研究会、講習会等の開催
 - (2) 皐月に関する調査、研究及び資料の収集
 - (3) 皐月園芸及び皐月盆栽芸術普及のための展示会の開催
 - (4) 皐月園芸を通しての国際交流の推進
 - (5) 会報及び皐月園芸文化に関する出版物の刊行
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の決議をもって推薦された者
- 2 前項各号の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 (個人) 2, 0 0 0 円
- (2) 正 会 員 (団体) 2, 0 0 0 円
- (3) 賛助会員 20, 0 0 0 円

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 (個人) 年額 10, 0 0 0 円
- (2) 正 会 員 (団体) 年額 20, 0 0 0 円
- (3) 賛助会員 年額 20, 0 0 0 円

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事長は、当該会員に対し、除

名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 3 前項の規定により会員を除名したときは、理事長は、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (2) 定款の変更
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 会員の除名
 - (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第15条第4項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度3月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、正会員に対して開催の日の10日前までに、総会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない正

会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするを理事会で決議したときは、総会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第16条 定時総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 臨時総会の議長は、会議の都度出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項前段の場合には、議長は、正会員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

5 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

6 前2項の規定にかかわらず、次条に定める書面による議決権の行使の結果、理事及び監事を選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員を選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の正会員に諮り、それに異議がない等のときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合における前条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(会員への通知)

第21条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席者の代表2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上19名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、代表理事に異動があったときは、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、遅滞なくその旨を内閣府に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その業務を分担執行する。
- 5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第30条 この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でか

つ重大な過失がない場合において、その原因及び職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、法令に定める額を限度として、免除することができる。

第6章 理 事 会

(構 成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 前項前段の場合には、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提

案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（事業年度）

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか監査報告については、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度終了後3か月以内に内閣府に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか監査報告については、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第41条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(剰余金処分の禁止)

- 第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

- 第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的支出計画の変更)

- 第46条 公益目的支出計画の変更（法令で定める軽微な変更を除く）をしようとするときは、内閣府の認可を受けるものとする。
- 2 公益目的支出計画について法令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣府に届け出なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、國見和男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。